平成３０年（フ）第４４０号
大阪府高槻市登町21番Ｂ36―103号
債務者　飯村　大史
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４５９号
大阪市西成区千本北２丁目16番９号　ル・レーヴ千本北Ⅲ号棟　202号、前住所大阪市西成区玉出中１丁目７番27号
債務者　山本　直憲
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６０号
大阪市西成区千本北２丁目16番９号　ル・レーヴ千本北Ⅲ号棟　202号、前住所大阪市西成区玉出中１丁目７番27号
債務者　山本　和美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６１号
大阪市西成区千本北２丁目16番９号　ル・レーヴ千本北Ⅲ号棟　202号、前住所大阪市西成区玉出中１丁目７番27号
債務者　古賀小夜子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５２３号
大阪府吹田市寿町１丁目17番11号
債務者　國本　陽子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２号
奈良市西大寺国見町１丁目１番333号
債務者　大住　泰子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
香川県高松市高松町871番地129
債務者　福冨　泉江（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８号
山梨県甲府市山宮町111番地１　フェリス山宮101
債務者　三上　貴子（旧姓久保寺）
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
長野県上高井郡高山村大字高井2910番地
債務者　大城　佑太
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
山口県萩市大字土原212番地４
債務者　渡邊　和信
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第５３号
鹿児島県大島郡宇検村大字名柄1304番地
債務者　伊藤　正代
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第３号
沖縄県名護市字為又746番地
債務者　外間　政利
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第６３号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目10番17号　シェ.モア101
債務者　内出あゆみ
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
福島市太田町31番17号
債務者　菊地　　歩
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１６号
茨城県下妻市高道祖1384番地13　ヒルズＴＳＤ棟102号室
債務者　青木　　栄
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２９号
群馬県桐生市相生町４丁目42番地の１　今泉住宅
債務者　小杉　文男
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部